新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドライン

令和2年6月22日 (令和3年4月19日改訂) (令和3年6月18日改訂) 東京都高等学校体育連盟

1. はじめに

本ガイドラインは、日本スポーツ協会が作成した「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」や東京都教育委員会が策定した「新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドライン(都立学校)~学校の『新しい日常』の定着に向けて~」に基づき、本連盟における大会再開後の指針として作成しました。また、令和3年6月2日のスポーツ庁発「中学生・高校生等を対象とした全国大会・コンクール等における感染拡大予防ガイドライン」を参考に一部改訂いたしました。

各専門部におかれましては、本ガイドラインや各中央競技団体によるガイドライン等に従って感染拡大防止を徹底 し、安全な大会運営に取り組んでいただきますようお願い致します。

なお、本ガイドラインは、現段階で得られている知見等に基づき作成しています。今後見直すことがあり得ること に御留意ください。また、今後、社会情勢が大きく変化し、通常の社会生活に戻るなどした場合の対応は、このガイド ラインの限りではありません。

2. 都高体連主催事業再開に当たっての基本的考え方

東京都のイベント開催や教育活動の方針(「新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドライン」等)に基づいて、部活動が学校教育の一環であることを踏まえ、以下の条件等が整い感染防止策を徹底し、生徒の健康と安全を確保することを開催の条件とします。

- ① 学校教育活動が継続され、大会参加に向けた部活動の練習が実施されている。
- ② 各専門部の事業は、感染防止対策を徹底した上で、競技特性に応じて実施する。 (※部活動が停止された場合は、中止または延期する。)
- ③ 各専門部は、本ガイドラインと競技別ガイドラインに基づいて、さらに感染防止対策を徹底する。
- ④ 参加校は、学校長の責任の下、参加生徒の健康観察及び保護者の内諾を得ることとする。
- ⑤ 大会は当面の間、原則として無観客の開催とする。

3. 大会開催時の感染防止策について

この内容は、あくまで包括的な事項であり、各大会の特性等を勘案して、下記以外に感染拡大防止のための必要な取組を適宜盛り込んでいただきますようお願いします。

1) 全般的な事項

- ① 大会等における新型コロナウイルス感染防止策について、運営側は本ガイドライン及び各中央競技団体による ガイドライン等による対策事項を適切に遂行管理する責任者を配置する(大会等が複数の会場で実施される 場合には、会場ごと) また、参加校は参加者に対策を遵守させる責任者を配置する
- ② 感染防止のため主催者が実施すべき事項や参加者が遵守すべき事項をあらかじめ整理し、チェックリスト化したものを適切な場所(大会の受付場所等)に掲示する
- ③ 各事項が遵守徹底されているか会場内を定期的に巡回・確認する
- ④ 大会に参加する全ての者(選手・顧問・役員等会場内に入る者:以下参加者と表記)はマスクを着用するが、熱中症のリスクを考慮し状況に応じてはマスクをはずす

- ⑤ 万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意しながら、大会当日の全参加者を把握する とともに、記録し、保存期間(一ヶ月以上)を定めて保存しておく
- ⑥ 大会後の参加者の新型コロナウイルス感染に備え、当日の参加者へ直ちに連絡できる体制を整えておく

2) 大会参加校が遵守する事項

この内容は、主催者が大会申込時に周知し、引率責任者が指導を徹底してください。

- ① 参加校は、当該学校等の参加者における感染防止対策の責任者を配置する
- ② 大会参加に当たっては、当面の間、生徒・保護者から同意書を得る
- ③ 当日の参加者の氏名・連絡先・体調を記録し、大会後の感染発生時に備えて一ヶ月程度保管している
- ④ 参加者が以下の事項に該当する場合は、参加校の責任において、速やかに医療機関等への相談・受診を行い かつ検査を受けた上で当該生徒の大会参加の可否を判断する。
 - ア 体調がよくない場合

(例:平熱を超える発熱・咳・咽頭痛・強いだるさ・息苦しさ・味覚嗅覚の異常などの症状がある場合)

- イ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
- ウ 濃厚接触者である場合
- 工 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該 在住者との濃厚接触がある場合
- ⑤ マスクは参加者が持参し、使用後は全てのゴミとともにビニール袋に入れて持ち帰る (参加受付時や着替え時等のスポーツを行っていない際や会話をする際にはマスクを着用する)
- ⑥ 消毒用アルコールは参加校が用意し、こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒や使用用具の消毒を実施 すること 手拭き用のタオル等は各自持参させる
- ⑦ 他の参加者や役員等との距離(できるだけ2m以上)を確保する
- ⑧ 大会中に大きな声で会話、応援等をしない
- ⑨ 競技前後のミーティング等においても、三つの密を避ける
- ⑩ 感染防止のために主催者が決めた措置を遵守し、主催者の指示に従う
- ① 参加者が大会終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者に対して速やかに報告する
- ② 当面の間、無観客で開催するため当日の入場に制限があることを保護者等に周知・徹底する
- ③ 会場への移動等は参加校が責任をもって集団感染のリスク(3 密の条件)を避ける

3) 大会会場で準備すべき事項

- ① 会場出入り口や受付場所等
 - ア アルコール等の手指消毒剤を用意する
 - イ 受付時の会話は最小限とし、必ずマスクを着用する
- ② 手洗い場所
 - ア 手洗い場には石鹸(ポンプ型が望ましい)を用意する
 - イ「手洗いは30秒以上」等の掲示をする
 - ウ 手洗い後に手をふくために参加者にマイタオルを持参させる
 - エ 手洗いが難しい場合はアルコール等の手指消毒剤を用意する
- ③ 更衣室、休憩・待機スペース
 - ア 更衣室、控え室、休憩スペース等(以下「更衣室等」という。)は感染リスクが比較的高いことに留意する。
 - イ 広さにはゆとりを持たせ、他の参加者と密になることを避ける
 - ウ ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する参加者の数を制限する等の措置を講じる

- エ 更衣室等では、会話を控えや食事は禁止とし、原則としてマスクを着用する
- オ 室内又はスペース内で複数の参加者が触れると考えられる場所(ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、イス等)については、こまめに消毒する
- カ 換気扇を常に回す、換気用の小窓をあける等、換気に配慮する
- キ 使用する際は、入退室の前後に手洗いをさせる
- ④ 洗面所(トイレ)
 - ア 洗面所(トイレ) についても感染リスクが比較的高いと考えられることに留意する
 - イ トイレ内の複数の参加者が触れると考えられる場所(ドアノブ、水洗トイレのレバー等)については、こまめに 消毒する
 - イ トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する
 - ウ 手洗い場には石鹸(ポンプ型が望ましい)を用意する
 - エ「手洗いは30秒以上」等の掲示をする
 - オ 参加者には、手洗い後に手を拭くためのマイタオルを用意させる
 - カ 利用者が密な状態になるおそれがある場合は、入場制限を行う
 - キ 換気扇を常に稼働させ、換気用の窓等の開放スペースを確保する等、換気に配慮する

⑤ 飲食

- ア 指定場所以外では禁止する
- イ 飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行うよう声を掛ける
- ウ 飲料はペットボトル・ビン・缶や使い捨ての紙コップを使用し、共有しない
- エ 役員・選手とも、指定場所は換気を十分に行い、広さにはゆとりを持たせ他の者と密になることを避ける
- オ 大会中の飲食は必要最低限にとどめ、指定場所以外で行わず、周囲の人となるべく距離を取って対面を避け、会話は控えめにしマスクを着用する
- カ 選手の飲食は、参加校の責任において飲食させるとともに、ゴミはすべて持ち帰らせる

6 会場

- ア 大会を室内で実施する場合には、換気の悪い密閉空間とならないよう、十分な換気を行う
- イ 換気設備を適切に運転する
- ウ 定期的に窓を開け外気を取り入れる等の換気を行う
- エ 体育館等の床をこまめに清掃したり、プールの水質基準等を適切に管理したりする等、関係法令や規則等に 従った適切な管理について、感染拡大防止の観点から改めて徹底する
- エ 怪我人の処置室とは別に体調不良者用の待機場所を設置する
- ⑦ ゴミの廃棄
 - ア ゴミは持ち帰りを原則とするが、鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛り、ゴミを 回収する時は、マスクや手袋を着用する
 - イ マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗い、手指消毒する
- ⑧ 清掃·消毒
 - ア 通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を、毎日、競技の開始前、開始後に清拭消毒する
 - イ 手が触れることがない床や壁は通常の清掃程度とする
 - ウ 手が触れる可能性がある体育館の床等は、消毒のために適切な濃度に希釈した市販の塩素系漂白剤を使用 することは可能であるが、使用後に確実に拭き取る

4) 大会運営(競技含)上の留意点

① 十分な距離の確保

ア 感染予防の観点から、更衣や準備運動等においては、周囲の人となるべく距離を空ける

- イ 強度が高い準備運動等の場合は、呼気が激しくなるため、より一層距離を空ける
- ウ 水泳時などでマスクをしていない場合には、十分な距離を空けるよう特に留意をする必要がある (感染予防の観点からは、少なくとも2mの距離を空けることが適当である)
- ② 運動中に、唾や痰をはくことは極力行わず、大声、ハイタッチや握手等を控える
- ③ タオルや飲み物は共用しない
- ④ 飲食については、指定場所以外で行わず、周囲の人となるべく距離を取って対面を避け、会話は控えめにする
- ⑤ 飲みきれなかったスポーツドリンク等を指定場所以外(例えば走路上)に捨てない
- ⑥ 競技中使用した用具は、適宜消毒する
- ⑦ 生徒の補助役員については、感染防止の観点から可能な限り縮小し、やむをえず実施する場合は、生徒本人、 保護者の同意書を得るとともに、所属校の校長から承諾を得る。

5) 参加者の中に感染が判明した場合の対応

- ① 大会前
 - ア 感染者、濃厚接触者と特定され、大会当日に登校を許可されていない者の参加は認めない
 - イ 団体競技においては、参加申込後の選手変更を認める
 - ウ 個人競技においては、欠場とする
- ② 大会期間中
 - ア 参加者は、必ず当日の朝、自宅で検温を行い、平熱であることを確認し会場に入る
 - イ 特に生徒については、参加校の感染防止対策責任者が責任をもって体調を確認する
 - ウ 大会中に発熱等の症状を訴える者を確認した場合は、保護者に連絡し帰宅させる
- ③ 大会後
 - ア 感染者の所属する学校や行政機関の指示に従う
 - イ 当該校顧問は速やかに主催者(専門部)に報告する
 - ウ 当該の専門部は、感染者が参加した大会当日に会場内にいたすべての学校と役員等に連絡する
 - エ 危機管理マニュアルに従って速やかに事故報告書を作成し、高体連事務局に報告する